

# 荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業

募集要項等に関する質問への回答（第1回）

令和4年11月4日

荒尾市

## 募集要項に関する質問への回答

| No. | 頁   | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名               | 質問内容   | 回答  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-------------------|--|---|
| 1   | 1 3 | 4   | (2) |     | 募集要項等に関する質問の受付    | 質問の受付について、第2回の質疑が〆切が1月23日、回答が2月22日とありますが、質疑回答から提案書提出まで営業日で計算すると25日しかなく、この日数では回答内容を提案や入札金額に反映することは社内調整やコンソーシアムメンバーの調整を鑑みても非常に難しいと思料いたします。質疑回答を経たより良い提案書の提出を実施したいと考えているため、質疑回答の時期を少しでも早めていただくことは可能でしょうか。 | 募集要項に関する質問の受付（第2回）を前倒しし、早期に質問の提出があったものは随時回答を公表するなど、回答公表の前倒しに可能な限り配慮します。<br>なお、第2回対話の実施時期及び対話の実施回数は原文のとおりとしますが、対話議題に対する共通認識事項の公表（第2回）の前倒しについても、可能な限り配慮します。   |
| 2   | 1 3 | 4   | (2) |     | 募集要項等に関する質問の受付    | 上記質疑に同じく、質疑回答や対話の前倒しが難しい場合、第1回と第2回の質疑・対話の間に1回追加で対話の実施を検討いただけないでしょうか。<br>意図としては、上記同様提案を実施するにあたり、対話後に提案を再検討する期間を少しでも設けていただきたいため。   | 募集要項に関する質問への回答No. 1を参照してください。   |
| 3   | 1 4 | 4   | (4) | ウ   | 対話の参加者            | 第2回目の対話に関して、1回目の対話とは違い対話への参加は任意とすると記載ありませんが、2回目の対話は参加資格審査通過者は複数の企業で構成されるグループで対話に参加することが必須という理解でよろしかったでしょうか。  | 複数の企業で構成されるグループで本事業への参加資格を認められた場合は、第2回の対話は当該グループでの参加が必須となります。<br>なお、第2回の対話への参加自体は現時点で任意ですが、参加を必須とする場合は、参加資格審査通過者に個別に通知します。  |
| 4   | 1 5 | 4   | (4) | カ   | 対話の実施日            | 第2回目の対話実施日が2月6日とありますが、対話の実施から少しでも提案内容の修正・検討の時間を確保したいため、対話の実施時期を前倒し（具体的には12月中旬若しくは1月初旬）すること検討いただくことは可能でしょうか。  | 募集要項に関する質問への回答No. 1を参照してください。   |
| 5   | 2 5 | 別紙1 |     |     | サービス対価Aに係る補助金     | 本事業の当初の公募から期間が空いておりますが、募集要項に示された4つの補助金・交付金・地方債は当初想定されている金額を支払われる予定との理解でよろしかったでしょうか。<br>現時点で事前に支払われる上限額などに変更がある可能性がある場合はご教示ください。  | 応募にあたっては、募集要項記載の条件で価格を提案してください。ただし、実際の交付時に、当初想定と異なる交付金額を受ける可能性はあります。その場合の措置については、募集要項別紙1（2）を参照してください。なお、交付金額の変更により、事業継続に影響が及ぶ場合は、協議に応じることは可能です。   |
| 6   | 2 6 | 別紙1 |     |     | 都市構造再編集集中支援事業費補助金 | 算定方法に記載の駐車場・外構について、各種駐車場の台数が目安として記載ありますが、これはあくまでも目安あり、この台数を増減させた提案をしても補助金の対象となる理解でよろしかったでしょうか。<br>例えば、道の駅利用者駐車場を小型自動車103台以上とし、職員用駐車場を44台とする。など。  | 要求水準書に「●台以上」とあるもの（小型車、大型車、思いやり）は、増加させる提案は妨げませんが、減少させる提案はできません。<br>従業員駐車場については、増減させることは可能ですが、目安として提示した台数は、補助金申請の際の根拠とした数値であり、増加分させる場合の増額分が補助対象になるかどうかは、国との協議によります。<br>なお、社会資本整備総合交付金についても、上記と同様です。 |

## 募集要項に関する質問への回答

| No. | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 |     | 項目名                               | 質問内容   | 回答  |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----------------------------------|--|---|
| 7   | 28 | 別紙1 | (1) | イ   |     | サービス対価Bの算定方法                      | 念の為の確認ですが、割賦元本に係る消費税及び地方消費税相当額も、サービス対価Bと同様に割賦金利付与の対象として割賦元本に含まれるとの認識にてよろしいでしょうか。                               | お見込みのとおりです。   |
| 8   | 32 | 別紙2 |     |     |     | 維持管理費・運営業務に係る対価の改定                | 初回の改定年度は令和7年度、以降改定は毎年度1回とする。と記載ありますが、改定日については、事業者と協議の上決定するとの理解でよろしかったでしょうか。                                    | 募集要項P33bに示すとおり、毎年度6月30日までに改定額を確認し、翌年度のサービス対価を確定します。             |
| 9   | 33 | 別紙2 |     |     |     | 維持管理費・運営業務に係る対価の改定<br>物価変動に採用する指標 | 募集要項に記載の物価変動指数の指標について、情勢や適切な指標の採用を行う観点等から今後協議により指標を変更いただくことは可能でしょうか。   | 募集要項P33bに示すとおり、指標は、事業者の提案を踏まえて、市と協議により変更することも可能です。              |
| 10  | 40 | 別紙4 | (5) |     | (ウ) | 事業終了時のモニタリング                      | 事業期間終了に伴い、建築物、建築設備、備品等の状態について検査を行い、検査において不備が認められた場合は修繕を実施すると記載ありますが、検査結果の不備とは、一般的な施設の経年劣化は除くという理解でよろしかったでしょうか。 | 要求水準書P83 (10)事業終了時の要求水準に記載のとおり、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容します。 |

要求水準書に関する質問への回答

| No. | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 |    |  |  | 項目名            | 質問内容   | 回答   |
|-----|----|-----|-----|-----|----|--|--|----------------|--|--|
| 1   | 9  | 第1章 | 6   | (3) |    |  |  | 事業期間           | 事業者の提案により令和8年6月よりも前に施設を開業することは可能であると記載ありますが、一部の施設のみ先行オープンするといった提案も可能であるという理解でよろしかったでしょうか。  | 一部の施設のみ先行オープンするといった提案は認められません。   |
| 2   | 14 | 第1章 | 11  |     |    |  |  | 光熱水費の負担        | 当該非常電源から事業者が運営する他の運営施設にも電力共有を行った場合は、当該供給分はサービス購入料から差し引くとありますが、「他の運営施設」とはどの施設を意味しているのでしょうか。   | 多目的スペース以外で、直営施設を除き、事業者が本事業において運営する施設を指します。なお、直営施設の定義は、要求水準書P5「5.用語の定義」を参照してください。   |
| 3   | 22 | 第2章 | 4   | (4) | 2) |  |  | 事業評価業務の要求水準    | 本施設の開業から5年毎を目途に事業内容を中間評価し、必要に応じて運營業務の内容反映することとありますが、反映の可否については事業者が行政と協議の上決定するという理解でよろしかったでしょうか。また、行政からの指示で内容を変更する場合、追加費用が必要となる場合は別途お支払いいただけるという理解でよろしかったでしょうか。 | 前段について、お見込みのとおりです。後段について、協議により決定します。   |
| 4   | 38 | 第3章 | 5   | (2) |    |  |  | 施設ごとの要求水準      | 検診会場、待合スペースにて、設置するシューズボックスは他のシューズボックスを集約して設置することも可能と記載ありますが、この場合必要な数は100人以上が利用できるシューズボックスを設置すればよいという理解でよろしかったでしょうか。  | シューズボックスを集約して設置する場合、各諸室に必要な人数分を設置下さい。  |
| 5   | 34 | 第3章 | 3   | (2) |    |  |  | 施設毎の要求水準(休憩機能) | 休憩スペースの要求水準に「コワーキングのスペース」の記載がありますが、Wi-Fi環境の整備が必要という理解でよろしいか？   | お見込みのとおりです。なお、要求水準書P50 6)情報通信設備に示すとおり、コワーキングスペースはもちろん、道の駅及び保福子施設の敷地内では、利用者が無料で使用可能な公衆無線LAN設備の整備を求めています。コワーキングスペースにおけるWi-Fiのセキュリティレベルなどの詳細な仕様は、事業者の提案に委ねます。 |
| 6   | 40 | 第3章 | 5   | (2) |    |  |  | 施設ごとの要求水準      | 遊び場スペースにて整備が求められている見守りスペースについて、事業者の提案次第で本施設の別の機能と複合化しても問題ないでしょうか(例：見守りスペースと休憩所を兼用する等)  | 見守りスペースは、遊び場を利用する子どもの安全性から、遊び場の入場者以外は入ることができないよう、遊び場スペース内に設けることを想定していますので、複合化する提案は不可です。  |

要求水準書に関する質問への回答

| No. | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 |    |  |  | 項目名         | 質問内容  | 回答   |
|-----|----|-----|-----|-----|----|--|--|-------------|---|--|
| 7   | 46 | 第3章 | 6   | (2) |    |  |  | 外構施設ごとの要求水準 | 電気自動車用充電器について、整備には補助金を用いるが、補助金が調達できない場合は、貴市が別途予算を確保し当該電気自動車用充電器を整備するという理解でよろしかったでしょうか。  | お見込みのとおりですが、例えば補助金の申請漏れなど、事業者の不備によって補助金が調達できなかった場合には、事業者において費用負担をお願いします。<br>なお、現行の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」は、予算の上限に達し次第、申請受付終了となりますので、申請時期等に留意し、着実に調達を行うようお願いいたします。  |
| 8   | 46 | 第3章 | 6   | (2) |    |  |  | 外構施設ごとの要求水準 | 電気自動車用充電器について、充電器の種類は急速充電器を想定するとありますが、設置する充電器の種類や個数は事業者提案で問題ないという理解でよろしかったでしょうか。  | お見込みのとおりです。経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」に関するパンフレット等を確認し、補助対象に該当し、かつ道の駅で一般的に採用されている急速充電機器をご提案ください。<br>なお、補助対象充電設備型式一覧表については、補助事業の執行事務局である一般社団法人次世代自動車振興センターHPにおいて公表されておりますので、塩害対応等の仕様を考慮して、最適なものを選択して下さい。 |
| 9   | 46 | 第3章 | 6   | (2) |    |  |  | 外構施設ごとの要求水準 | その他、舗装について、駐車場以外の外構部分についても臨時駐車場等として活用できるよう、舗装を施すこと。と記載ありますが、舗装が必要な範囲は事業者が提案した事業敷地内であるとの理解でよろしかったでしょうか。  | 舗装が必要な範囲は事業者が提案した事業敷地内であるとの理解で間違いありません。事業敷地は20,000㎡～最大約23,000㎡でご提案いただくこととなっておりますので、ご提案いただいた事業敷地の中について、舗装を施すようお願いいたします。   |
| 10  | 47 | 第3章 | 6   | (2) |    |  |  | 外構施設ごとの要求水準 | その他、路線バス停留所について、バス利用者の利便性に考慮して、バスシェルターやベンチ等を備えたバスの待合スペースを整備するとありますが、施設開業と同時に路線バスが本施設に走るのでしょうか？計画段階であればバス計画が完了した後にバス停に必要な整備を行い、本事業では停留所となる場所の整備を実施するとしても問題ないかと思いますがいかがでしょうか。 | 路線バスの敷地内の乗り入れについては、本施設の開業と同時に、路線の見直しを行うよう、現在市において検討しています。  |
| 11  | 47 | 第3章 | 6   | (3) |    |  |  | 施設規模        | 13-2街区及び18街区は、従業員駐車場として利用することを想定しているとありますが、当該街区の整備は貴市が実施するとの理解でよろしかったでしょうか。また、当該街区を駐車場として利用する場合の費用は無料であるとの理解でよろしかったでしょうか。   | 前段について、現在の土地区画整理事業において、盛土整地まで完了する予定です。事業者の費用負担による砂利敷きやロープの設置による区画割などについては、市との協議によります。<br>後段について、駐車場の利用料金については協議によります。  |
| 12  | 73 | 第7章 | 4   | (3) | 3) |  |  | 維持管理業務報告書   | 作成する日報について、記載項目は(案)であり詳細は協議の上決定するという理解でよろしかったでしょうか。   | お見込みのとおりです。  |

要求水準書に関する質問への回答

| No. | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目 |    |    | 項目名                         | 質問内容  | 回答  |
|-----|----|-----|-----|-----|----|----|-----------------------------|---|---|
| 13  | 76 | 第7章 | 5   | (3) | 1) |    | 備品等保守管理業務の要求水準              | 本項に記載の「直営施設」とは、行政事務施設機能、保健機能、福祉機能を指しているとの理解でよろしいでしょうか。  | 直営施設の定義については、お見込みのとおりです。詳細は、要求水準書P5「5.用語の定義」を参照してください。<br>なお、資料8「什器・備品リスト」に記載の備品のうち、下記の備品については市又は社会福祉協議会が修繕・更新等を行います。<br>・事業者が調達し市又は社会福祉協議会が管理する、直営施設の什器・備品<br>・既存活用及び市又は社会福祉協議会が調達する備品                                   |
| 14  | 84 | 第8章 | 3   | (1) | 1) |    | 施設開館日・開館時間                  | エリアマネジメント事務室の開館日が事業者の提案と記載ありますが、開館日はエリアマネジメント団体が決めるという理解でよろしかったでしょうか。   | 施設のメンテナンス等のための休館日を考慮のうえ、事業者にて提案してください。  |
| 15  | 85 | 第8章 | 3   | (1) | 1) |    | 施設開館日・開館時間                  | 多世代交流機能である多目的スペース、調理室、飲食・休憩スペースの開館日が年中無休と記載ありますが、これは利用を求める利用者がいる場合予約等を用い年中無休利用の対応が実施できるようにしておくという理解でよろしいでしょうか。（現状の記載では年中無休当該施設が開かれているように見受けられ、管理が非常に大変であることから確認しております。）   | 多目的スペース、調理室については、当日予約での利用も可能であり、飲食・休憩スペースについては予約等がなくても利用できるスペースであるため、年中無休としてください。   |
| 16  | 92 | 第8章 | 3   | (3) | 3) | ①  | 多目的スペース利用の優先順位              | 市・社会福祉協議会専用利用について、総年間利用割合が最大30%と記載ありますが、具体的には最大で何日・何時間の計算となるのでしょうか。   | 事業者提案としている年間の開館時間によって変わりますが、荒尾市で貸出を行っている社会教育施設の営業時間である12時間を開館時間と仮定すると、当該時間に年中無休の日数（365日）を乗じた総営業時間の30%となります。<br>なお、多目的スペースのうち、市及び社会福祉協議会が介護予防スペースとして200㎡使用する際には、面積割合で換算し、市及び社会福祉協議会の利用割合は200㎡/380㎡、事業者の利用割合は180㎡/380㎡とします。 |
| 17  | 92 | 第8章 | 3   | (3) | 3) | ①② | b<br>利用形態・事前調整（多目的スペース・調理室） | 多目的室・調理室ともに市・社会福祉協議会専用利用を最大30%とし、30%を超えて市および社会福祉協議会が使用した場合、利用料金を支払う旨の記載がありますが、貸出を時間単位ではなく、午前・午後・夜間など区分単位での運用を提案した場合、30%の算出は時間ではなく貸出区分の割合で計算するという認識でよろしいか？<br>また、市および社会福祉協議会の専用利用については、実際の利用時間（区分）だけではなく、準備や撤収といった時間も含めるといった認識よろしいか？ | 前段・後段について、お見込みのとおりです。   |

要求水準書に関する質問への回答

| No. | 頁   | 大項目 | 中項目 | 小項目 |    |   | 項目名                              | 質問内容   | 回答   |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|---|----------------------------------|--|--|
| 18  | 93  | 第8章 | 3   | (3) | 3) | ② | 調理室<br>利用の優先順位                   | 市・社会福祉協議会専用利用について、総年間利用割合が30%程度と記載ありますが、具体的には最大で何日・何時間の計算となるのでしょうか。<br>また、30%程度とありますが、下部 エの項目にて年間利用割合が30%を超える場合の対応について記載のあることから、総年間利用割合は30%程度ではなく最大30%が適切かと思いましたがいかがでしょうか。 | 前段については、事業者提案としている年間の開館時間によって変わりますが、荒尾市で貸出を行っている社会教育施設の営業時間である12時間を開館時間と仮定すると、当該時間に年中無休の日数(365日)を乗じた総営業時間の30%となります。<br>なお、30%は市及び社会福祉協議会が専用利用する最大の利用割合ですので、後段については、お見込みのとおりです。 |
| 19  | 105 | 第8章 | 6   | (3) | 1) |   | 託児業務                             | 託児時間について最大4時間の記載がありますが、利用可能年齢の「首が座ってから就学前まで」の中でも特に低年齢の利用者については、飲食(ミルク・離乳食等)の提供が必要となります。託児室での飲食提供については、事故やトラブル防止の観点から提供を控えたいと考えていますが、市の考え方をお示しくください。                        | 原則として飲食禁止と考えておりますが、夏場などにおいて、ミルクやお茶などを家庭から持参され、保護者から依頼があった時は対応いたします。  |
| 20  | 106 | 第8章 | 6   | (3) | 1) |   | 託児業務                             | 受け入れ人数について、「健診時等、多くの利用が見込まれるときには、最大10名程度を受け入れられる体制を構築すること」と記載がありますが、利用可能年齢の「首が座ってから就学前まで」とすると、特に～1歳児の受入を想定した場合、追加の託児室職員(保育士)が必要となります。追加分の人件費の積算、人件費の負担についての考え方をお示しくください。   | 託児に従事する保育士等の職員数については、利用者数や乳幼児の年齢により増減すると考えておりますので、複数名を確保した上で事業者の創意工夫により対応願いたいと考えています。  |
| 21  | 106 | 第8章 | 6   | (3) | 2) | ① | 図書管理業務                           | 荒尾市立図書館との連携を想定しネットワークに繋がる大型ディスプレイを設置することと記載ありますが、事業者はインターネットに繋がるディスプレイの整備までを求められており、コンテンツなどの作成や配信は荒尾市立図書館にて実施いただけるとの理解でよろしかったでしょうか。  | 通常時は荒尾市からのサービス・コンテンツ等を共有することを想定していますが、事業者主催の子育てセミナーや講習会等については、事業者でコンテンツの準備を行ってください。  |
| 22  | 107 | 第8章 | 7   | (1) |    |   | エリアマネジメント<br>団体が負担する<br>光熱水費の考え方 | 共用部分の負担の考え方にて記載されている「専有部分の床面積」とは普段施設に勤務している貴市職員や事業者従業員が使用する事務所や専用スペースを指しているとの理解でよろしいでしょうか。   | 例えば、施設の全体を100とした場合、専有部分が90、うちエリアマネ専有が5、共用部分が10と仮定すると、5/90が、エリアマネジメント団体が負担する共用部分の光熱水費の比率となります。  |
| 23  | 109 | 第8章 | 7   | (4) |    |   | 安全管理業務の<br>要求水準                  | 保福子施設についても防火管理者を選任することとありますが、道の駅とは別に防火管理者を選任する必要があるという理解でよろしかったでしょうか。  | 道の駅、保福子施設それぞれに防火管理者の選任を求めるものではありません。   |
| 24  | 2   | 資料8 |     |     |    |   | 什器・備品リスト                         | 備考欄に記載の課名とその数字は、それぞれの課が数字の数の備品を使用することを想定しており、設計を行う際の参考で記載されているとの理解でよろしかったでしょうか。  | お見込みのとおりです。  |

要求水準書に関する質問への回答

| No. | 頁 | 大項目  | 中項目 | 小項目 | 項目名                 | 質問内容  | 回答  |
|-----|---|------|-----|-----|---------------------|---|---|
| 25  | 2 | 資料8  |     |     | 什器・備品リスト            | 調達方法が既存活用と記載あるものに関しては、事業者での調達は不要という理解でよろしかったでしょうか。  | お見込みのとおりです。   |
| 26  | 2 | 資料8  |     |     | 什器・備品リスト            | 行政事務室備品である事務用品棚の調達者が記載ありませんが、だれが調達する想定でしょうか。  | 社会福祉協議会が保有する既存備品を活用する予定です。  |
| 27  | 2 | 資料8  |     |     | 什器・備品リスト            | 健診会場に設置するAEDは既存活用と記載ありますが、既存AEDの使用期限をお教えてください。また、既存什器・備品を新施設でも活用する場合、使用期限や耐久期限を過ぎた什器・備品は市にて手配いただけるとの理解でよろしかったでしょうか。 | 前段について、AEDの使用期限は令和8年10月です。後段について、既存什器・備品を新施設で活用する場合の更新等の手配は市で行います。                          |
| 28  | 2 | 資料8  |     |     | 什器・備品リスト            | 保健機能、倉庫にて準備する鍵付き棚は薬剤保管用とありますが、設置を想定している棚のサイズなどはありますでしょうか。事業者の提案で問題ないでしょうか。  | 事業者の提案で問題ありません。   |
| 29  | 3 | 資料8  |     |     | 什器・備品リスト            | 福祉機能、書庫・倉庫の備考欄に社協が調達と記載ありますが、修繕・更新も貴市若しくは社協様にてご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | お見込みのとおりです。   |
| 30  | 3 | 資料8  |     |     | 什器・備品リスト            | 調理室備品の食器・調理器具は貴市にて調達いただくと記載ありますが、修繕・更新も貴市にて対応いただけるのでしょうか。   | 調理室備品の食器・調理器具の修繕・更新は市が対応します。  |
| 31  | 3 | 資料8  |     |     | 什器・備品リスト            | 子育て機能、託児室に記載の子ども用ロッカーについて、10人用以上を整備とありますが、このロッカーの用途はどのようにお考えでしょうか。子どもの荷物を置くロッカーなどを想定すればよろしかったでしょうか。                 | お見込みのとおりです。   |
| 32  | 4 | 資料8  |     |     | 什器・備品リスト            | 保福子施設、その他、事務室兼利用窓口について、レジスターの整備が求められていますが、利用受付用として代替の提案を実施できる場合は必ずしもレジスターを設置する必要はないとの理解でよろしかったでしょうか。                | ご質問の趣旨が、例えば、券売機による利用受付などを行うという提案であれば、お見込みのとおりです。ただし、託児業務など対面での対応が必要な業務については、利用受付対応を行ってください。 |
| 33  | 2 | 資料10 |     |     | 荒尾市の保健・福祉・子育て関連事業一覧 | 社会福祉協議会が実施する介護保険対象外の介護サービスについて、現在他の公共施設で実施中とありますが、本施設では実施を想定していないとの理解でよろしかったでしょうか。                                  | お見込みのとおりです。   |
| 34  |   |      |     |     | その他 資料の優先順位について     | 前回公募時に公表された資料と今回公募時に公開される資料に相違がある場合は、どの資料に規定された内容を優先するのでしょうか。明確な優先順位をご教示ください。                                       | 今回公募時の資料が優先されます。  |
| 35  |   |      |     |     | その他 プレオープンの考え方について  | 事業者の提案として、開業準備期間中に施設の一部を試験的にプレオープンさせるといった提案は可能でしょうか。  | 要求水準書に関する質問への回答No. 1を参照してください。  |



要求水準書に関する質問への回答

| No. | 頁          | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名                                    | 質問内容  | 回答   |
|-----|------------|-----|-----|-----|--|---|--|
| 36  |            |     |     |     | その他<br>周辺環境の整備状況                       | 本施設の周辺にて整備が予定されている各種施設（公園や温泉、有明沿岸道路や商業施設等）の開発状況についてご教示ください。   | 下記の市ホームページを参照してください。<br>あらかわ海陽スマートタウン<br><a href="https://www.city.arao.lg.jp/smarttown-tokusetsu/3116.html">https://www.city.arao.lg.jp/smarttown-tokusetsu/3116.html</a> |
| 37  |            |     |     |     | その他<br>(R4年度)健診・介護予防・食育事業の年間スケジュール(参考) | 公表されている年間の想定スケジュールについて、過去荒尾市内の様々な施設で実施されている各健診や事業は保福子施設竣工後はこちらの施設で全て実施する想定であるとの理解でよろしいでしょうか。            | お見込みのとおりです。  |
| 38  | No.<br>11  |     |     |     | 3月18日公表要求水準書質疑                         | 敷地境界線の設定に関しては、必要な場合協議の上決定すると理解いたしましたが、対応が必要な場合の費用は市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。                             | 費用負担については、今後の協議により決定します。   |
| 39  | No.<br>113 |     |     |     | 3月18日公表要求水準書質疑                         | 車イスの保管に関して、常時15台程度の車イスを保管する必要があると回答いただきましたが、事業者が整備する車イスの保管場所はお示しいただいている車イス保管の必要面積×15台分での理解でよろしかったでしょうか。 | 令和4年3月18日公表の「要求水準書等に関する質問への回答」（前回公募版）No.113に回答のとおり、倉庫への保管を想定していますので、倉庫には棚の他、車イス用のスペースもご用意ください。   |

事業契約書（案）に関する質問への回答

| No. | 頁  | 条   | 項 | 号 | カナ等 | 項目名                    | 質問内容   | 回答  |
|-----|----|-----|---|---|-----|------------------------|--|---|
| 1   | 52 | 別紙9 | 3 |   |     | 独立採算事業                 | 独立採算事業に関して不可抗力により事業者に損害、損失及び費用が発生した場合についても、設計・建設期間中の設計・建設業務や開業準備期間及び維持管理・運営期間中の開業準備及び維持管理・運営業務における不可抗力発生時と同様に一定程度は貴市にご負担いただく形にてご修正をお願いできますでしょうか。難しい場合には、全て事業者負担というのは事業者にとって大きなリスクとなるため、独立採算事業の運営継続の観点からも、協議期間に関わらず運営継続を支援できることを検討するための協議対応や、協議期間中において不合理に拒否、留保、遅延することを禁止する文言を追記いただけないでしょうか | 事業契約書（案）第88条第2項に示すとおり、市及び事業者は、独立採算事業含め、サービス対価の増額又は減額その他必要となる事項について協議を行います。別紙9の規定は、第89条第1項に示すとおり、あくまで、市及び事業者の間での合意が成立しない場合に適用されるものであることにご留意ください。   |
| 2   |    |     |   |   |     | 独立採算事業の撤退に関するペナルティについて | 独立採算事業に関するペナルティの記載が事業契約書にございませぬ。<br>これは、独立採算事業の実施が困難となり事業者が撤退した場合のペナルティは無いという理解でよろしいでしょうか。<br>また、事業者撤退後の対応として、誠心誠意代替え企業の選定を行います。代替え企業が見つからなかった場合も同じくペナルティは無いという理解でよろしいでしょうか。   | 事業者の責めに帰すべき事由により独立採算事業の実施が困難となった場合は、事業契約書（案）第72条に基づき、本事業契約の全部又は一部を解除するとともに、市が被った損害について事業者に請求する場合があります。<br>事業者にて通常の見可能な範囲外の事象により独立採算事業の実施が困難となった場合は、独立採算事業の扱いについて、協議により決定します。<br>なお、独立採算事業のモニタリングについては、募集要項P41「（6）独立採算施設のモニタリング」を参照してください。 |